ここは 粉じん作業を行う作業場 です

サンドブラスト作業は特定粉じん作業に該当します 以下の事柄を遵守し、安全に作業を行いましょう

■ 粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

疾病の種類	疾病の症状
じん肺、肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、	せき、息切れ、胸痛、呼吸困難、
続発性気管支拡張症、続発性気胸、原発性肺がん	全身倦怠感、体重減少

■ 粉じん等の取扱い上の注意事項

ブラスト作業時の注意事項

□ 送気マスク

- 作業の際は必要な保護具(マスク、手袋、保護眼鏡)を着用すること
- 必ずファン(局所排気装置)を稼働させ、作業を行うこと

研磨材の保管・取り扱いに関する注意事項

- 取り扱いの際は必要な保護具(マスク、手袋、保護眼鏡)を着用すること
- 取り扱いの際は換気を行うこと
- 取り扱い後は手や眼をよく洗うこと

□ 保護メガネ □ 耳栓等の聴覚保護具

■ 粉じんが飛散しないよう、破損のない密閉できる容器で保管すること

■ 次の場合は有効な呼吸用保護具を必ず着	手用のこと (該当項目にチェッ	1ク)
----------------------	------------------------	-----

	臨時の作業で局所排気設備を設置しない場合
	作業期間が短く局所排気設備を設置しない場合
	ルーム型(LF型)ブラスト装置を使用する場合
	ワークの出し入れ、粉じんの取り出し作業、清掃作業等で粉じんが舞う おそれのある場合
	作業場が第3管理区分の場合
	屋外の作業で局所排気設備を設置しない場合
有	効な呼吸用保護具及びその他保護具の種類 (該当項目にチェック)
	防じんマスク (国家検定区分2)